

富塚椎ノ木谷特別緑地保全地区内管理棟の使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市中区富塚町3983番5に所在する、富塚椎ノ木谷特別緑地保全地区内管理棟(以下、「管理棟」という。)の使用について、公有財産管理規則(昭和39年浜松市規則第30号) 浜松市行政財産の目的外使用に関する使用料条例(昭和39年浜松市条例第34号)及び行政財産の使用許可に関する事務処理要領のほか、必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 管理棟の使用許可を与えることができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 浜松市緑地保全愛護会設置要綱に基づく緑地保全愛護会として認定された団体
- (2) 官公庁、自治会及び教育機関
- (3) その他市長が認める者

(使用目的)

第3条 管理棟において認められる行為は、第2条に規定する者が行う会議、講習会、学習会、これらに類する催し及び道具の保管とし、次に掲げる場合の行為はすることができない。

- (1) 営利目的の場合
- (2) 政治、宗教に関わりのある場合
- (3) 公序良俗に反する場合
- (4) 施設、設備等を損傷する恐れがある場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認める場合

(報告)

第4条 市長は、管理棟の使用状況等を確認するため、管理棟を使用した者に対し、富塚椎ノ木谷特別緑地保全地区内管理棟使用報告書(第1号様式)の提出を求めることができる。

(使用期間及び使用時間)

第5条 管理棟の使用期間は、1年間を限度とする。

2 管理棟の使用時間は、午前7時から午後10時までとする。

3 前2項の規定は、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、変更することができる。

(使用者の義務)

第6条 管理棟の使用者は、良好な状態で長く使用することができるよう、管理棟を大切に使用しなければならない。

2 使用者が、故意により管理棟施設に損害を与えた場合は、市長はその損害の賠償を使用者へ請求することができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年 7月20日から施行する。

この要綱は、平成19年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

（あて先） 浜松市長

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

電話番号

（氏名（代表者氏名）を自署する場合は、押印は不要です）

富塚椎ノ木谷特別緑地保全地区内管理棟使用報告書

下記のとおり、管理棟を使用したので報告します。

記

年月日及び時間	使用の目的及び内容	参加人数